



©ちょリス

## NEWS RELEASE

平成 28 年 9 月 9 日

### 新規就農応援資金給付金制度の給付開始について

岐阜県信用農業協同組合連合会（以下、「JA岐阜信連」という。）は、平成 28 年 4 月より、新規就農者の就農意欲喚起ならびに就農後の経営安定を目的として、県内 JA 等で実施する研修を受講後、新規就農された方を対象に営農サポート資金を給付する「新規就農応援資金給付金制度」を実施しております。

今般、平成 28 年 8 月 31 日を第 1 回目の給付日として、3 名の独立就農者に対し、営農サポート資金を給付しましたので、お知らせいたします。

JA岐阜信連は、引き続き、新規就農者の確保・増加ならびに県内農業の発展に資するべく、総力を挙げて取り組んでまいります。

#### 1. 新規就農応援資金給付金制度の概要

##### (1) 給付対象者について

以下の研修を受講後、平成 28 年 4 月から平成 31 年 3 月までに県内で独立就農される方

研修名	実施機関
柿産地担い手育成事業	ぎふ農業協同組合
郡上トマトの学校	めぐみの農業協同組合
地域振興作物栽培実証圃場	めぐみの農業協同組合
飛騨トマト新規就農研修	飛騨農業協同組合
いちご新規就農者研修	全国農業協同組合連合会

##### (2) 給付金額・期間について

月額 3 万円、最長 36 ヶ月

※青年就農給付金（経営開始型）の受給者については、月額 2 万円、最長 24 ヶ月

#### 2. 給付金受給者について

平成 28 年 8 月 31 日現在 3 名

- ・柿産地担い手育成事業研修を受講し独立就農した方 1 名
- ・いちご新規就農者研修を受講し独立就農した方 2 名

(お問合せ先)

JA岐阜信連 JAバンク支援部 担当：裁、桑原

TEL : 058-276-5181 FAX : 058-276-5127